

高齢者あんしん相談センター
指定居宅介護支援事業所
管理者 様

文京区 福祉部
介護保険課長 佐々木 健至

買い物支援おたがいさまサービス事業の対象者弾力化について（通知）

日頃より、文京区政へのご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和 3 年度の介護保険法施行規則改正により総合事業の一部取扱いが変わり、居宅要介護被保険者であって要介護認定を受ける日以前から継続的にサービスを利用するもののうち、要介護認定を受けた日以降も継続的に同サービスを受けるもの（以下「継続利用要介護者」）も総合事業の一部を利用できるようになりました。

文京区においても、事業の円滑な実施のため、令和 7 年 4 月から「買い物支援おたがいさまサービス事業（以下「買い物支援事業」）」について、対象者の弾力化を行います。

1 買い物支援事業について

総合事業は、区市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

買い物支援事業とは、総合事業のうち、要支援者や基本チェックリスト該当者（事業対象者）を対象にした介護予防・生活支援サービスの中の住民主体の訪問型サービスです。自立生活を維持するために必要な買い物支援、見守り支援をシルバー人材センターの会員が行います。

※買い物支援事業は 250 円/回、60 分程度・月 4 回まで

2 介護予防ケアマネジメントの実施主体について

継続利用要介護者が買い物支援事業を利用する場合、介護給付サービスとの併用か単独利用が想定されます。

ケアマネジメントの実施主体は以下のとおりです。

介護給付サービスとの併用：ケアマネジャーが居宅サービス計画に位置付ける

買い物支援事業のみ利用：高齢者あんしん相談センターがケアマネジメントをする

3 居宅介護支援事業所に行ってください

買い物支援事業を介護給付サービスと併用して継続利用する場合は以下のとおりです。

- （１） 要支援者及び事業対象者が要介護認定を受けた場合、高齢者あんしん相談センターからケアプランを引き継ぎます。担当する要介護者が買い物支援事業の継続利用を検討している場合はシルバー人材センターの連絡先等も引き継いでください。なお、買い物支援事業のみを利用している方はケアプランを省略していますので、アセスメントの結果を聞き取ってください。
- （２） 担当する要介護者が買い物支援事業の継続利用を検討している場合は、シルバー人材センターに対して、引き続きサービスが提供可能かどうか確認してください。

あわせて、要介護者に対して、①介護給付を受けながら引き続き買い物支援事業を利用できること②サービス内容について説明した上で、改めて意向を確認してください。

- (3) 買い物支援事業の利用が適切と考えられる場合は、要介護者の同意を得た上で緊急時等の連絡先・相談先をシルバー人材センターと共有してください。
- (4) 要介護者の継続利用の意向とアセスメント結果に基づき、居宅サービス計画の原案に買い物支援事業を位置付けてください。
- (5) 毎月、シルバー人材センターより買い物支援事業の報告書を受け取ってください。
- (6) 月1回のモニタリングを通じて要介護者の状態変化等に留意してください。
- (7) 要介護者に状態変化が見られる場合には、改めてアセスメントを行い、要介護者の意向を十分に踏まえた上で、買い物支援事業の利用に関する助言、介護給付の内容の見直し等、必要な対応を行ってください。

4 その他

- ・サービス事業所等へは令和6年度文京区介護保険サービス事業所連絡協議会で説明済みです。
- ・「文京区総合サービス事業実施要綱」及び「文京区買い物支援おたがいさまサービス事業助成要綱」は文京区ホームページでご確認ください。

5 参考資料

- ・老発0329第5号 令和6年3月29日「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」の公布について（通知）
- ・厚生労働省告示第168号 令和6年3月29日「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の全部を改正する件」
- ・老発0805第4号 令和6年8月5日「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」